

消防用緊急自動車等の運転資格審査の特例に関する実施要領の制定について

平成19年6月1日  
例規（千免）第50号  
警察本部長

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定し、平成19年6月2日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

消防用緊急自動車等の運転資格審査の特例に関する実施要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第15条の2の規定による緊急自動車の運転資格の審査（以下「審査」という。）のうち、地方公共団体の保有する消防用自動車及び救急用自動車に係る審査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 教習実施者の指定

千葉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、消防機関の長（消防団にあっては市町村長）から、緊急自動車教習実施者指定申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に審査に係る教習計画書を添えて指定の申請があったときは、緊急自動車教習実施者指定書（別記様式第2号）により教習実施者として指定するものとする。

第3 教習計画

1 教習計画の内容は、次のとおりとする。

- (1) 教習の科目、時間（合わせて5時間以上とする。）、場所及び方法
- (2) 教習担当職員の官職、氏名及び免許歴
- (3) 評定の場所（消防学校、消防本部等の屋外訓練等で、第4の1の評定を行うことができる場所とする。）
- (4) 評定担当者職員の官職、氏名及び免許歴
- (5) 教習対象者の範囲、年間教習予定人員及び年間教習予定回数

2 教習実施者は、教習計画に変更を生じたときは、速やかに公安委員会に届け出るものとする。

第4 教習実施者の評定と公安委員会への通知

1 教習実施者は、教習の終了後、教習を受けた者の運転技能について、緊急自動車の運転資格審査実施要領の制定について（平成19年例規（千免）第49号）の第4から第6までに定める審査の方法に準じた方法による評定を行うものとする。

2 教習実施者は、評定を行ったときは、評定を受けた者全員の評価結果を証した緊急自動車教習実施結果通知書（別記様式第3号）を作成し、評定合格者に係る緊急自動車運転資格審査申請書（別記様式第4号）とともに、公安委員会に提出するものとする。

第5 公安委員会の審査

公安委員会は、緊急自動車教習実施結果通知書に基づいて書面審査を行い、可否を決定する。

以下様式省略